

環境省による事業

## 令和2年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

### ■ 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

# -対象製品の公募- 公募要領

2020年4月

# INDEX

<b>1</b>	<b>事業概要</b>		
	1. 事業趣旨	.....	2
	2. 事業内容	.....	2
<b>2</b>	<b>本事業の登録対象の製品について</b>		
	1. 登録申請者の要件	.....	2
	2. 対象製品のグレード	.....	2
<b>3</b>	<b>登録要件</b>		
	1. 断熱材の登録要件	.....	3
	2. 窓の登録要件	.....	5
	3. ガラスの登録要件	.....	7
	4. 登録要件に関するJIS規格等	.....	8
<b>4</b>	<b>登録スケジュールと公表</b>		
	1. 登録スケジュール	.....	9
	2. 対象製品の公表	.....	9
<b>5</b>	<b>登録方法</b>		
	1. 登録手順	.....	10
	2. 新規登録申請フロー	.....	10
	3. 移行登録申請フロー	.....	13
	4. 対象製品の新規登録申請期間、提出先及び問合せ先	.....	14
<b>6</b>	<b>同意事項</b>		
	1. 対象製品に関する同意事項	.....	15
<b>7</b>	<b>必要提出書類の記入例</b>		
	1. アイコンの説明	.....	17
	2. 対象製品新規登録申請書	.....	18
	3. 企業情報	.....	19
	4. 対象製品申請リスト	.....	20
	5. 指定施工業者登録リスト	.....	23
	6. OEM等企業情報	.....	24
<b>8</b>	<b>その他</b>		
	1. 出荷証明書・施工証明書発行についてお願い	.....	25

## 1 事業概要

### 1. 事業趣旨

既存住宅において、省CO<sub>2</sub>関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援する。

また戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（家庭用蓄電システム・家庭用蓄熱設備）の導入・改修支援も行う。

### 2. 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が定める要件を満たした高性能建材等の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助する。

#### ① 補助事業名

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(新築集合住宅・既存住宅等における省CO<sub>2</sub>化促進事業))

(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

略称: 令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(以下「本事業」という。)

#### ② 補助対象となる製品

A) SIIの定める要件を満たした製品であること。

B) 未使用品であること。

C) 高性能建材及び家庭用蓄電システムは、SIIに登録されていること。

#### ■ 補助対象製品の登録対象事業

対象製品		登録対象事業
高性能 建材	断熱材	本事業
	窓	
	ガラス	
家庭用 設備	家庭用蓄電システム	環境省ZEH事業 <sup>※1</sup>
	家庭用蓄熱設備 <sup>※2</sup>	なし

## 2 本事業の登録対象の製品について

### 1. 登録申請者の要件

以下の要件①、②を満たす登録申請者(以下「メーカー」という。)を対象とする。

① 製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。

② 事業及び企業の継続性があること。

(注1) 登記をしている法人格に限る(必要により企業登記簿謄本等の提出を求める場合がある)。

(注2) 製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報(製品を製造する企業等の情報)と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

### 2. 対象製品のグレード

SIIが各製品を性能値別に区分したもの。

※1 令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)のうちZEH支援事業のことをいう。

家庭用蓄電システムの登録要件・方法は環境省ZEH事業の蓄電システム製品登録公募要領を参照のこと。

※2 家庭用蓄熱設備(電気ヒートポンプ式給湯機)は対象製品の登録を不要とする。

要件等については本事業の一般公募要領を参照のこと。

### 3 登録要件

#### 1. 断熱材の登録要件

① 次のA、又はBの断熱要件を満たす製品であること。

A) 熱伝導率(以下「λ 値」という。)が $0.041[W/(m \cdot K)]$ 以下の製品であること。

- マット・ボード・真空断熱材等の断熱材においては、メーカー出荷時にその性能値が確保できているもので、且つ確認できること。
- 現場吹込み・現場吹付けにおいては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する指定施工業者にて施工するもので、且つ現場施工時に規定された性能値を確保できること。
- 真空断熱材においては、メーカー作成の施工マニュアル(施工説明書)に基づいた施工指導を行うこと。

B) 天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、λ 値が $0.042[W/(m \cdot K)]$ 以上の製品も可とする。

- 指定施工業者にて施工するもので、且つ現場施工時に規定された性能値を確保できること。

• 下表の通り、λ 値によるグレードを設定する。

断熱材	
グレード	λ 値 $[W/(m \cdot K)]$
D1	0.022以下
D2	0.023～0.032
D3	0.033～0.041
D4	0.042以上(天井用吹込み断熱材に限る)

② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、次頁表1を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- 認証維持審査によるものを含む。
- 以下のa～dのいずれかに該当する製品であること。

a.【JIS規格製品】

JIS認証取得時のJIS認証値にて申請する製品であること。

b.【JIS規格準拠製品】

JIS認証取得時のJIS認証値以上の性能を証明して申請する製品であること。

c.【JIS認証未取得製品等】

JIS規格はあるが未取得のもの又はJIS規格において原液の品質が規定されたものの場合、ISO 9001、又はJIS Q 9001を取得している品質マネジメントシステムの下、製造されていること。

ただし、当該品質マネジメントシステムの認証が未取得の場合、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言ができる製品も可とする。

d.【JIS規格外製品】

JIS規格がない場合、ISO 9001、又はJIS Q 9001を取得している品質マネジメントシステムの下、製造されていること。

ただし、当該品質マネジメントシステムの認証が未取得の場合、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言ができる製品も可とする。

表1 登録要件区分ごとの詳細【断熱材】

登録要件区分		JIS規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書の写し <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験報告書 (自己宣言値での登録)
3	JIS認証未取得製品又はJIS規格において原液の品質が規定されたもの	ISO 9001、JIS Q 9001、 [ JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9526、 JIS A 9523、JIS A 5914 ]	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書の写し等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験報告書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類 (試験体は3体以上とする)
		[ JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」 に基づく自己適合宣言 ] [ JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521、JIS A 9526、 JIS A 9523、JIS A 5914 ]	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書、又は第三者機関にて測定した性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類 (試験体は3体以上とする)
4	JIS規格外製品	ISO 9001、JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書の写し等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定した性能試験報告書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類 (試験体は3体以上とする)
		JIS Q 17050 「適合性評価-供給者宣言」 に基づく自己適合宣言	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書、又は第三者機関にて測定した性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による試験の統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類 (試験体は3体以上とする)

## 2. 窓の登録要件

① 次のAの性能を満たす製品であること。

A) 熱貫流率(以下「Uw値」という。)が $2.33[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下の製品であること。

ただし、防火仕様※1のカバー工法窓(ビル用)※2についてはUw値が $2.91[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下でも可とする。

・下表の通り、Uw値によるグレードを設定する。

外窓 カバー工法窓(住宅用)		内窓※3		カバー工法窓(ビル用)	
グレード	Uw値 $[W/(m^2 \cdot K)]$	グレード	Uw値 $[W/(m^2 \cdot K)]$	グレード	Uw値 $[W/(m^2 \cdot K)]$
W1	1.30以下	W5	2.33以下	W6	2.33以下 (防火仕様は 2.91以下でも 可とする。)
W2	1.31～1.60				
W3	1.61～1.90				
W4	1.91～2.33				

② 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、次頁表2を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- ・ 認証維持審査によるものを含む。
- ・ 複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
- ・ JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる以下のa又はbに該当する製品は対象とする。
  - a. 品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001認証書等、JIS Q 17050 供給者適合宣言等製品管理で実測されるUw値の管理図)及び性能試験報告書※を提出できるもの。
  - b. 性能試験報告書※及びQC工程表等を提出できるもの。

※ 性能試験報告書は以下のいずれかとする。ただし、性能試験報告書にガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率(Ug値)、ガラスの中空層の厚さの記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること)。

- ・ JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※4で実施された第三者機関※5の試験結果報告書
- ・ JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2又はWindEye※6により代表試験体で実施された第三者機関の計算結果報告書

(注1) テラスドア、勝手口ドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること(カタログも可とする)。

※1 防火仕様のカバー工法窓(ビル用)の登録時、国土交通大臣の認定書(防火設備)等を提出すること。

※2 カバー工法窓(ビル用)とは、RC造の集合住宅等に用いられる窓のことをいう。

※3 内窓の場合は外窓と合わせてUw値が2.33以下であること。この場合のUw値は、外窓アルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

※4 製品シリーズ(同一の製品シリーズ名として販売され、材質、構造等が同様であること)の中で、代表的な窓種(引き違い窓を原則とし、製品シリーズ内に引き違い窓(引き形式の窓)が無い場合は該当シリーズでの代表窓で可)、代表的なサイズ(W1650×H1300mm等、窓種を引き違い窓としない場合は、該当窓種の代表的なサイズ)、登録する製品シリーズとして装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率(JIS R 3107等での計算値、第三者機関の測定値、もしくはガラスメーカーカタログ値による)が大きいガラスからなる試験体を言う。

※5 第三者機関とは、試験内容により以下となる。

- ・ 性能試験……一般社団法人 建材試験センター等又はJNLAやJABIに登録されたメーカーの試験所。
- ・ 性能値計算……一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

※6 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている開口部の熱性能評価(窓の断熱性能)プログラム。WindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印すること。

表2 登録要件区分ごとの詳細【窓】

登録要件区分		JIS規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS認証未取得製品 (JIS Q 9001等での登録製品)	ISO 9001、 JIS Q 9001、 JIS Q 17050 [「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言 (JIS A 4706)]	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書の写し等 (JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 第三者機関にて実施された性能試験報告書
3	JIS認証未取得製品 (自己品質管理による登録製品)	—	<input type="checkbox"/> QC工程表等 <input type="checkbox"/> 第三者機関にて実施された性能試験報告書

### 3. ガラスの登録要件

① 次のAの性能を満たす製品であること。

A) ガラス中央部の熱貫流率(以下「Ug値」という。)が $2.3[W/(m^2 \cdot K)]$ 以下の製品であること。

- 下表の通り、Ug値によるグレードを設定する。

ガラス	
グレード	ガラス中央部のUg値 $[W/(m^2 \cdot K)]$
G1	1.5以下
G2	1.6～2.3

② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。

(該当するJIS等については、表3を参照のこと)

A) 過去3年以内に認証を受けているもの。

- 認証維持審査によるものを含む。
- 複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
- JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下のaに該当)は対象とする。
  - a. 品質認証書及び附属書の写し等(ISO 9001又はJIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される第三者機関<sup>※1</sup>によるUg値の性能試験報告書、製品管理で実測しているUg値の管理図)を提出できるもの。
- ただし、JIS規格製品、JIS規格準拠製品であってもカタログ等に記載のない中空層厚を登録する場合、及びカタログ等に記載の小数の桁数より多い桁数のUg値を登録する場合は、計算報告書<sup>※</sup>を提出すること。

※ JIS R 3107、JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEyeGlass<sup>※2</sup>により実施された第三者機関<sup>※3</sup>の計算報告書<sup>※4</sup>。

(注1) 登録するUg値は、登録する区分の中で最も大きいもの(中空層厚の小さいもの)とする。

表3 登録要件区分ごとの詳細【ガラス】

登録要件区分		JIS規格等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書の写し
2	JIS規格準拠製品 <sup>※5</sup>	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書の写し <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEyeGlass等)によるUg値の計算結果(入力値等の情報を含む)等
3	JIS規格外製品 <sup>※6</sup>	ISO 9001、 JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書の写し等 <input type="checkbox"/> 第三者機関によるUg値の性能試験報告書等 <input type="checkbox"/> QC工程管理表等

※1 一般財団法人 建材試験センター等。

※2 一般社団法人 リビングアメニティ協会で公表されている開口部の熱性能評価プログラム(ガラスの断熱性能)。

※3 一般社団法人 リビングアメニティ協会等。

※4 計算報告書を提出する場合、ガラスメーカーにて社印を押印すること。

※5 複層ガラスの製品で、JIS R 3209に規定されていない板ガラス・気体を使用した製品のこと。  
また、JIS規格製品と同じ工程、品質管理下で製造されていること。

※6 真空ガラス等の製品のこと。



#### 4. 登録要件に関するJIS規格等

製品区分	JIS規格等	名称
断熱材・窓・ガラス 共通	ISO 9001、 JIS Q 9001	品質マネジメントシステム規格
	JIS Q 17050	「適合性評価-供給者適合宣言」に基づく自己適合宣言
断熱材	JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
	JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
	JIS A 9521	建築用断熱材
	JIS A 9526	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
	JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
	JIS A 5914	建材畳床
窓	JIS A 4706	サッシ
	JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
	ISO 12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by the hot box method. Complete windows and doors.
	JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般
	JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法
	WindEye	窓の断熱性能プログラム
ガラス	JIS R 3209	複層ガラス
	JIS R 3107	建築用板ガラスの熱貫流率の算定方法
	JIS A 2102-1	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部:一般
	JIS A 2102-2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第2部:フレームの数値計算方法
	平成26年11月28日 経済産業省告示 第235号	複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者の 判断の基準等

## 4 登録スケジュールと公表

### 1. 登録スケジュール

登録スケジュール	
メーカーコード発行申請期間	2020年4月3日(金)～2020年12月25日(金)
対象製品の新規登録申請期間	
対象製品の公表（SIIホームページ）	月1回程度の予定※1

（注1）本事業において、対象製品公募説明会は実施しない。

### 2. 対象製品の公表

- 登録された対象製品は、SIIホームページにて順次公表する。
- 公表する内容は以下の通りとする。

SIIホームページでの公表項目		補足事項
共通	登録日	SIIホームページにて公表した日
	メーカー名	製品の製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者の名称
	SII登録型番	SIIの登録型番付番ルールに準ずるもの
	製品名又はシリーズ名	
	グレード	SIIが各製品を性能値別に区分したもの
	ホームページ等のURL	対象製品の詳細が分かるホームページ等のURL
	問合せ窓口の電話番号	対象製品の詳細が分かる問合せ窓口の電話番号

SIIホームページでの公表項目		補足事項
断熱材	<ul style="list-style-type: none"> <li>断熱材の種類</li> <li>熱伝導率(λ値)※2</li> <li>指定施工業者</li> </ul>	指定施工業者は、吹込み・吹付けに該当
窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>建具の仕様・改修工法</li> <li>ガラスの仕様</li> <li>ガラス中空層の種類</li> <li>複層ガラスの最小中空層の厚さ</li> </ul>	
ガラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空層の種類</li> <li>最小中空層の厚さ</li> <li>アタッチメントの有無</li> </ul>	

（注2）上記、公表する内容はメーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の性能について審査をした上で対象製品として承認した製品を公表する。

（注3）家庭用蓄電システムについては、環境省ZEH事業の蓄電システム製品登録公募要領を参照のこと。

（注4）家庭用蓄熱設備は製品型番等の登録が不要のため、ホームページでの公表は行わない。

※1 対象製品については、新規登録申請からSIIホームページに公表されるまでに1か月以上必要となることを念頭に置いて申請のこと。

※2 熱伝導率(λ値)は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証するものではない。

## 5 登録方法

### 1. 登録手順

対象製品として製品を登録するためには、以下の手順で、製品の性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受けることが必要となる。

- ① 対象製品の登録を希望するメーカーは、SIIにメールにて「メーカーコードの発行申請」を行う。
  - ② SIIは、申請内容を確認の上メーカーコードを発行し、登録を希望するメーカーにメールにて連絡する。
  - ③ メーカーコードを受領したメーカーは、「対象製品登録申請書」等の書類をSIIに送付する。
  - ④ SIIは審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を本事業のデータベースに型番登録する。  
ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。
  - ⑤ SIIホームページにて対象製品を公表し、登録完了とする。
- ※ 審査結果の通知は行わないのでSIIホームページを確認すること。

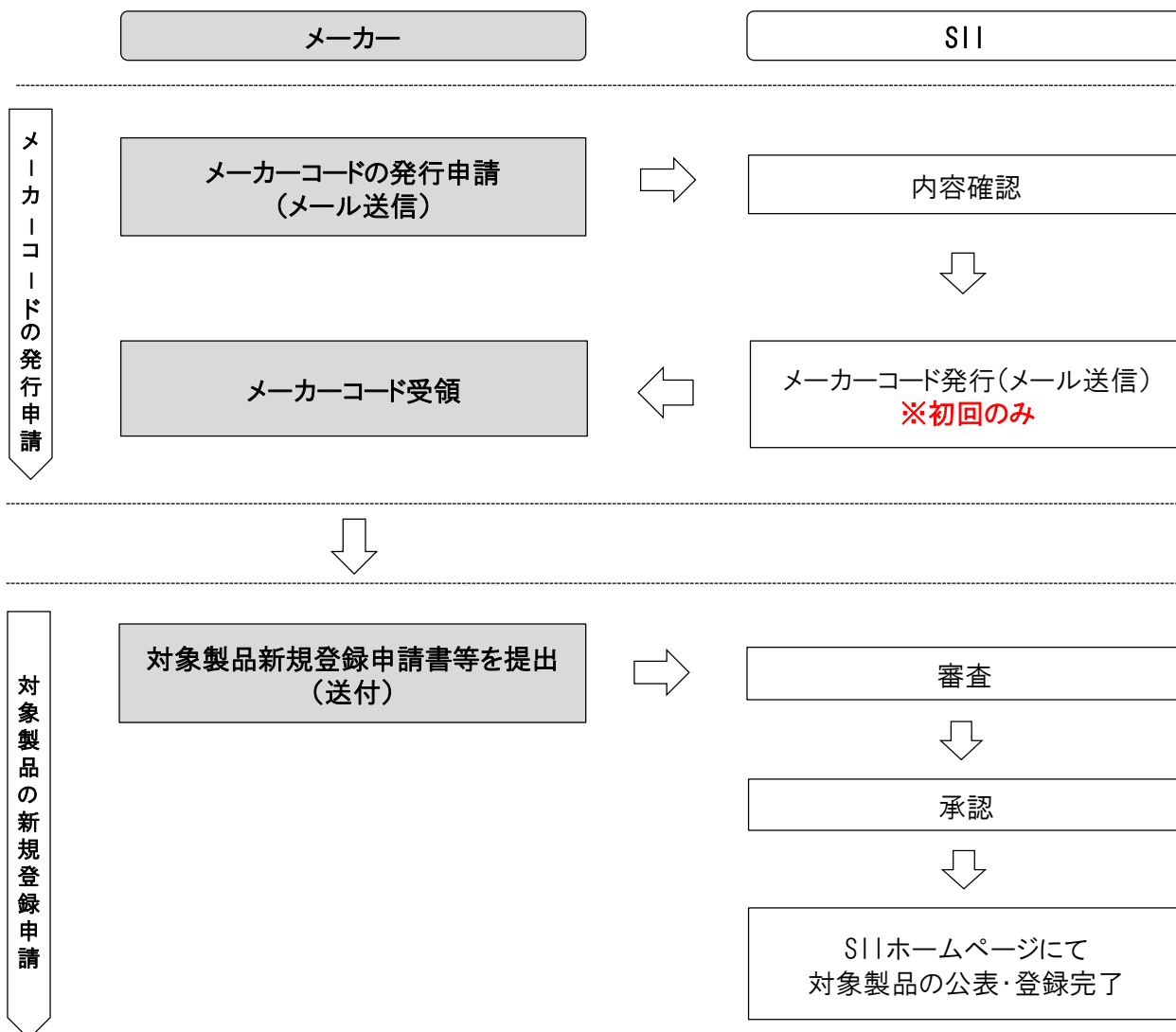
(注1) 上記①、②は初回のみとする。平成31年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業にて、すでにメーカーコードを受領している場合、発行申請は不要とする。

また、本事業にてメーカーコードを受領後、対象製品の追加申請を行う場合も発行申請は不要とする。

(注2) 平成31年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業で既に登録されている製品については、本事業における製品登録の申請において一部書類を省略できる。

### 2. 新規登録申請フロー

対象製品を新規に登録するフローは以下の通りとする。





④ 新規登録申請での提出書類

- 新規登録申請を行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- 製品区分の異なる製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出すること。
- 提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。
- なお、製品を追加登録する場合は、新規登録申請の手順に従って書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	提出書類チェックリスト	書類(原本)	○
2	対象製品新規登録申請書	書類(原本)	○
3	企業情報	データ(Excel形式)	○
4	対象製品申請リスト	データ(Excel形式)	○
5	指定施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※1
6	第三者認証証憑等	書類(写し)	○※2
7	OEM等企業情報	データ(Excel形式)	△※3
8	OEM等先との契約書又は覚書等	書類(写し)	△※3
9	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	書類(原本又は写し)	○※4
10	施工マニュアル(施工説明書)	書類(写し)	△※5
11	国土交通大臣の認定書(防火設備)	書類(写し)	△※6

(注1) Excel形式のデータは、[kenzai-seihin@sii.or.jp](mailto:kenzai-seihin@sii.or.jp)のアドレスへ送信すること。

(注2) 提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

⑤ 第三者認証証憑等の提出書類の補足

- 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。
- 自社で発行し押印を必要とする書類(第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による計算報告書等)は、原本を提出すること。
- 2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)の事業期間までにJIS等の認証を更新した場合、更新された認証書及び附属書の写しを速やかにSIIへ提出すること。
- 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII登録型番を明記すること。

※1 断熱材の吹込み・吹付けの製品を登録する際は、必ず提出すること。

※2 断熱材、窓、ガラスにより異なる。詳細は「**3** 登録要件」内の表1～3の【登録要件区分ごとの詳細】を参照のこと。

※3 対象製品新規登録を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※4 カタログには対象製品申請リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容に蛍光ペン等でマークを入れること。

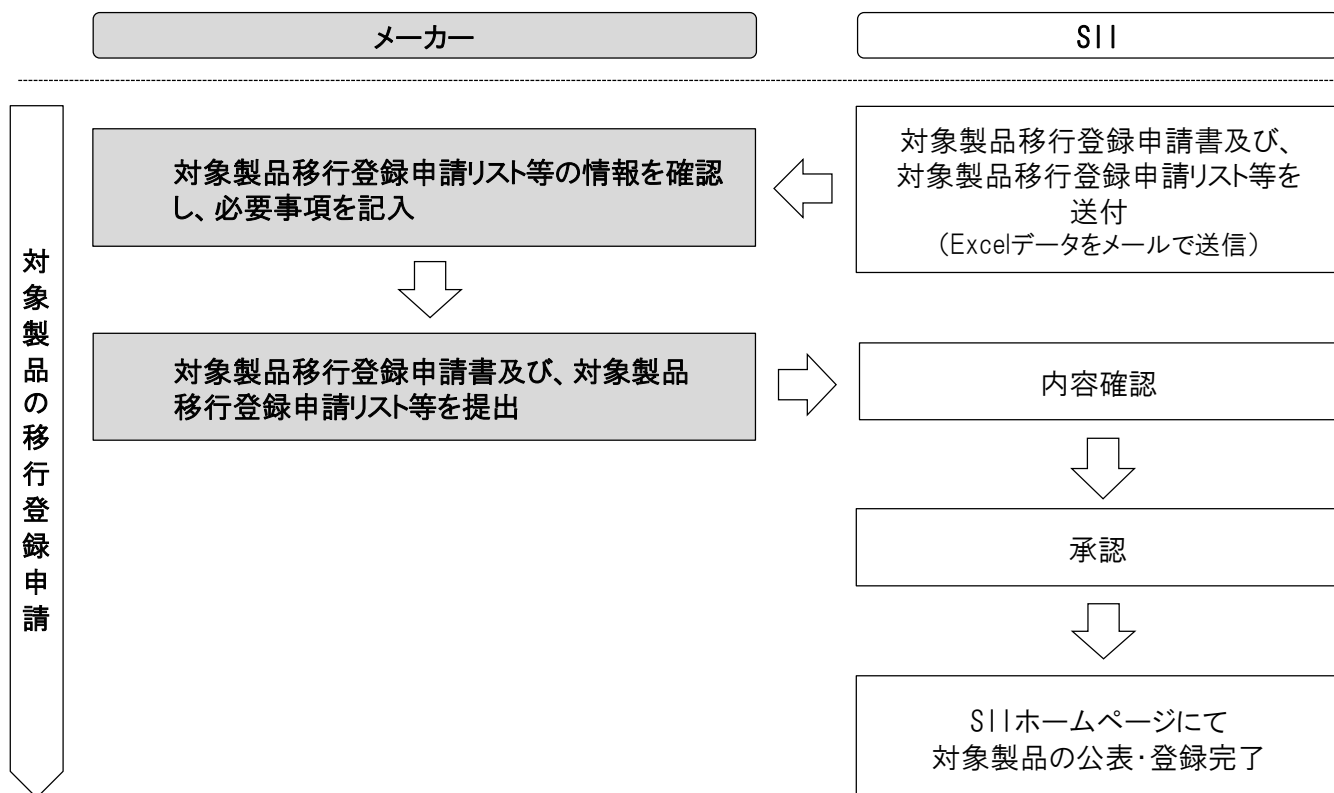
※5 真空断熱材を登録する際は、必ず提出すること。

※6 防火仕様の製品を登録する際は提出すること。

なお、平成31年度国土交通省告示第470号に則った仕様の製品の場合は、その仕様を確認できる書類の提出でも可とする。

### 3. 移行登録申請フロー

登録済み製品の移行フローは以下の通りとする。



#### ① 移行登録申請での提出書類

- 製品登録の移行を行う場合は、以下の提出書類をSIIに送付すること。
- 提出書類にある「○：提出必須」、「△：該当する申請者のみ提出」に従い、書類を提出すること。

No.	書類名	提出形態	提出書類
1	対象製品移行登録申請書	書類(原本)	○
2	企業情報	データ(Excel形式)	△※1
3	対象製品移行登録申請リスト	データ(Excel形式)	○
4	第三者認証証憑等	書類(写し)	△※2
5	指定施工業者登録リスト	データ(Excel形式)	△※3
6	OEM等企業情報	データ(Excel形式)	△※1
7	OEM等先との契約書又は覚書等	書類(写し)	△※1

(注1) Excel形式のデータは、[kenzai-seihin@sii.or.jp](mailto:kenzai-seihin@sii.or.jp)のアドレスへ送信すること。

(注2) 提出書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

(注3) スケジュール等の詳細は、平成31年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業の登録メーカーへ個別に連絡する。

※1 登録済みの情報に変更がある場合は、速やかにSIIへ報告すること。

※2 更新があった場合提出すること。

※3 断熱材の吹込み・吹付けの製品を登録する際は、必ず提出すること。

#### 4. 対象製品の新規登録申請期間、提出先及び問合せ先

- ① 対象製品の新規登録申請期間  
2020年4月3日(金)～2020年12月25日(金) 17時必着
- ② 提出先及び問合せ先

##### 【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『断熱リノベ』 対象製品登録担当 宛

- 「断熱リノベ対象製品登録申請書在中」と必ず記入のこと。
- SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、対象製品登録申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。
- 宛先には略称SIIを使用しないこと。
- 申請者がSIIに送付する対象製品登録申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- 提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。  
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】 ※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

## 6 同意事項

### 1. 対象製品に関する同意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意すること。

また、対象製品の登録申請をもって同意したものとみなす。

- ① 対象製品登録の際は間違いがないよう十分注意すること。  
SIIホームページに公表後、万一間違いが見つかり、その間違いにより生じたトラブルや損害は、各社の責任で対応すること。
- ② 登録申請する製品は申請時に上市していること。
- ③ 申請された内容に変更(製品名、製品に係る性能、仕様、性能仕様に係る組成、指定施工業者の情報、担当者情報等を含む)及び廃番を予定している場合は、速やかにSIIへ相談すること。  
変更の内容についてSIIが適切でない判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
- ④ 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。  
ただし、SIIホームページの公表前に登録された製品かのような誤解を与える表現を用いないこと。  
対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないこと。
- ⑤ 対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。  
製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負うこと。
- ⑥ 導入した製品に不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、その対策・対応を進めるとともに速やかにSIIへ報告を行うこと。SIIは、その不具合の内容により文書で報告を求められることがある。  
また、不具合等により製品の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- ⑦ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を本事業の終了後から最低5年間保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力すること。
- ⑧ 対象製品登録を行うメーカーは、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。  
SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告を求められることがあること。
- ⑨ 前項の報告を受けたときは、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。  
この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該製品及び関連資料の提出を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑩ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、対象製品の登録を取消すとともに、メーカーの名称及びその内容を公表する場合があること。
- ⑪ 補助金受給に係る不正行為について、指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録製品を全て対象外とする場合があること。
- ⑫ 前項による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、メーカーに対して期限を付して当該補助金相当額を請求することがある。



- ⑬ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑭ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないこと。
- ⑮ 環境省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、対象製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。

## 7 必要提出書類の記入例

### 1. アイコンの説明

製品区分により、参照するページが異なります。

各ページの右上のアイコンで確認してください。

使用する書式は製品区分毎に異なりますので、SIIホームページの断熱リノベのページ([https://sii.or.jp/moe\\_material02/](https://sii.or.jp/moe_material02/))より該当するものをダウンロードしてください。



《例》

対象製品新規登録申請書



- ・全ての製品区分共通の参照ページです。
- ・該当しない製品区分はアイコンが薄い灰色になります。



## 2. 対象製品新規登録申請書

D

W

G

D 断熱材

DXYZ

・製品区分により書式が異なるため、登録する製品区分毎に提出してください。  
 ・別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されます。

2020 年 4 月 10 日

対象製品新規登録申請書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
 代表理事 赤池 学 殿

書類の作成日(捺印した日付)を記入してください。  
 ※ 公募期間内の日付でなければ、受理されないのをご注意ください。

申請者

郵便番号 ○○○ - ○○○○

住 所 ○○県○○市○○区○○ ○-○-○○

メーカー情報を記入してください。

会 社 名 ○○○○ 株式会社

役 職 代表取締役

代表者氏名 ○○ ○○

法人の代表者としてください。

実印

### 令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業 対象製品新規登録申請書

登録印を押印してください。

表記の件について、下記の誓約事項に同意の上、添付の通り登録申請します。

記

#### 製品の登録に関する誓約事項

環境省が、以下の利用目的の範囲内でのみ利用することを前提として、補助対象製品に関する価格情報の提供を求めた場合、当社はこれに応じます。

- (1) 「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」の適正な執行
- (2) 補助対象製品の価格の分析
- (3) 補助対象製品の価格水準(個社が特定されないよう統計処理等したものに限る)の公表

3. 企業情報

D

W

G

2020年4月10日

D 断熱材 DXYZ

・製品区分により書式が異なるため、登録する製品区分毎に提出してください。  
 ・「代表情報」に入力したメーカーコードが自動入力されます。

対象製品新規登録申請書と同じ日付が自動で入力されます。

令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

メーカー情報を記入してください。

「株式会社」等を略さずに記入してください。

受領したメーカーコードを記入してください。

企業情報

代表情報	会社名	〇〇〇〇 株式会社		メーカーコード	D XYZ	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		都道府県 市区町村 丁目・番地・号		
		〇〇県	〇〇市〇〇区		〇〇 〇-〇-〇〇	
		建物名・部屋番号 (部屋番号は必ず記入すること)。				
電話番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		FAX番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

都道府県を記入してください。

市区町村を記入してください。

連絡担当者1	会社名	〇〇〇〇 株式会社		所属	△△部	
	担当者	△△ △△		E-mail	△△△△ @ △△.△△	
	住所	〒 △△△ - △△△△		都道府県 市区町村 丁目・番地・号		
		△△△ビル		△△丁目△-△△		
電話番号	( △△ ) △△△△ - △△△△		緊急連絡先(携帯等)	( △△△ ) △△△△ - △△△△		
FAX番号	( △△ ) △△△△ - △△△△					

・連絡担当者1は必ず記入してください。  
 ・担当者には、問合せに確実に対応できる担当者を記入してください。  
 ・E-mailが使用可能な場合は、必ずE-mailアドレスを記入してください。  
 ・緊急連絡先には、緊急時に連絡が取れる携帯等の番号を記入してください。

連絡担当者2	会社名	〇〇〇〇 株式会社		所属	□□部	
	担当者	□□ □□		E-mail	□□□□ @ □□.□□	
	住所	〒 □□□ - □□□□		都道府県 市区町村 丁目・番地・号		
		□□□ビル		□□ □-□-□□		
電話番号	( □□ ) □□□□ - □□□□		緊急連絡先(携帯等)	( □□□ ) □□□□ - □□□□		
FAX番号	( □□ ) □□□□ - □□□□					

「連絡担当者1」が不在時に  
 対応が可能な実務担当者。

※SIIからの連絡は、基本的に「連絡担当者1」へ行う。  
 ※「連絡担当者1」と「連絡担当者2」は各担当者間の連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めること。  
 (「連絡担当者2」の記入は任意とする。)  
 ※「OEM等」の製品を登録申請する場合は、別紙にてOEM等の企業情報を提出すること。

## 4. 対象製品申請リスト【断熱材】

D

W

G

対象製品申請リスト【断熱材】 JIS規格製品

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に「●」がある項目

● メーカー名 *1	○○○○ 株式会社
メーカーコード *2	DXYZ
JIS規格有無	有 (JIS規格)
JIS規格 *3	JIS A 9521
JIS規格の名称 *4	建築用断熱材
JISの認証番号 *5	AA00000000

JIS規格製品、JIS規格準拠製品、JIS認証未取得製品、JIS規格外製品で書式が異なるため、以下に該当するシートに記入してください。  
※ この記入例はJIS規格製品の場合です。

JIS規格製品 : 「断熱材(JIS有)」シート  
 JIS規格準拠製品 : 「断熱材(JIS準拠)」シート  
 JIS認証未取得製品 : 「断熱材(JIS認証未取得製品)」シート  
 JIS規格外製品 : 「断熱材(JIS規格外)」シート

- \*1 (株)(有)等の省略をせずに、株式会社、有限会社と入力してください。
- \*2 メーカーコードは、別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されるため、直接入力しないでください。
- \*3 JIS規格番号を選択してください。※ JIS規格番号ごとにシートを分けて記入してください。
- \*4 JIS規格を選択すると自動入力されるため直接入力しないでください。
- \*5 当該JISの過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けている認証番号を全て入力してください。

各項目の先頭に「●」がある項目はSIIホームページで公表されます。

■ 申請製品の詳細

● 製品名	製品番号	JIS規格	● 断熱材の種類	種類コード	断熱材の形状	● 熱伝導率(λ値) [W/(m・K)]	● グレードD	● SII登録型番(10桁)	● メーカー情報	
									問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL
○○○○グラスウール断熱材	A1	1	グラスウール断熱材高性能 H32-33	GW	マット系	0.033	3	DXYZA11GW3	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○
○○○○ポリスチレン断熱材	A2	1	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bD II	PE	ボード系	0.022	1	DXYZA21PE1	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○
○○○○硬質ウレタンフォーム断熱材	A3	1	硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号A I	PU	ボード系	0.023	2	DXYZA31PU2	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○

- ① 製品名を入力してください。  
製品番号は、既登録製品と重複しない連続性を持った2桁の英字と数字の組合せを記入してください(例:A1)。
- ② 選択したシートにより数字が自動入力されます。
- ③ JISに則った種類等(吹込み用繊維質断熱材の場合は、JISに則った種類、製品記号)を入力してください。  
※ 天井用の吹込み用繊維質断熱材は、「天井用」と断熱材の種類に追記してください。  
(例:吹込み用グラスウール断熱材 天井用 LFGW0952)
- ④ 種類コードを選択してください(下表参照)。

種類コード	断熱材の種類
GW	グラスウール
PE	ポリエチレンフォーム
PS	ウレタン吹付け
RW	ロックウール
PH	フェノールフォーム
VP	真空断熱材
EP	EPS
GB	グラスウール吹込み
TM	建材畳床
XP	押出
RB	ロックウール吹込み
IB	インシュレーションボード
PU	硬質ウレタン
CB	セルロース吹込み・吹付け
MI	その他

- ⑤ 断熱材の形状を選択してください。※ 「マット系」、「ボード系」、「吹込」、「吹付」、「その他」の5種。  
吹込・吹付を選択した場合は、別紙「指定施工業者登録リスト」も提出してください。
- ⑥ 熱伝導率(λ値)[W/(m・K)]を入力してください(JIS Z 8401に従って、小数点3桁に丸めた値)。  
※ 計算式や関数での入力是不行なさい。
- ⑦ グレードDは、熱伝導率(λ値)[W/(m・K)]を入力すると以下に該当する数字1文字が自動入力されます。  
【 1: 0.022以下 2: 0.023~0.032 3: 0.033~0.041 4: 0.042以上 】
- ⑧ 他の項目を入力すると自動入力されます(全10桁)。  
※(メーカーコード:4桁)+(製品番号:2桁)+(JIS規格:1桁)+(種類コード:2桁)+(グレードD:1桁)
- ⑨ 問合せ窓口の電話番号、ホームページ等のURLを入力してください。

### <注意事項>

1. 計算式や関数での入力是不行なさい。
2. 環境依存文字(罫やローマ数字)は使用しないください。
3. ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えて記入してください。  
例:【 I →(アイ) II →(アイアイ) V →(ブイ) X →(エックス) 】
4. 黄色になるセルは全て入力してください。

## 4. 対象製品申請リスト【窓】

D

W

G

### 対象製品申請リスト【窓】

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に「●」がある項目は、SIIホームページにて公表

● メーカー名 *1	○○○○ 株式会社
メーカーコード *2	W99

\*1 (株)(有)等の省略をせずに、株式会社、有限会社と入力してください。

\*2 メーカーコードは、別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されるため、直接入力しないでください。

各項目の先頭に「●」がある項目はSIIホームページで公表されます。

### ■ 申請製品の詳細

● 建具の仕様・改修工法	① 仕様番号	● シリーズ名又は製品名	② シリーズ番号	● ガラス仕様	仕様番号	● ガラス中空層の種類	仕様番号	開口部の熱貫流率(Uw値) [W/(㎡・K)]	● グレードW	仕様番号	⑦ 最小ガラス中空層の厚さ(mm)				⑧ 性能試験規格等	● SII登録型番(9桁)	⑩ メーカー情報	
											一層目	二層目	三層目	四層目			問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL
樹脂製・外窓	1	○○○○○○○サッシ(ガス有)	A1	ダブルLow-E三層	4	アルゴンガス	2	1.03	1	10	+	12	+	+	2	W991A1421	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○
アルミ樹脂複合製・カバー(住宅用)	B	△△△△サッシ(真空)	B1	Low-E複層	2	真空	4	1.31	2	0.2	+	+	+	+	2	W993B1242	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○
樹脂製・カバー(ビル用・防火仕様)	E	○○窓△型(防火)	C1	Low-E複層	2	乾燥空気	1	1.29	5	12	+	12	+	+	4	W99EC1215	00-0000-0000	http://www.○○○○○○○○

- ① 建具の仕様・改修工法を選択してください。選択すると右側のセルに下表【建具の仕様・改修工法】の該当する数字1文字が自動入力されます。
- ② シリーズ名又は製品名を入力し、防火仕様の製品は、製品名に(防火)を記入してください。ただし、テラスドア、勝手ロドア等を登録する場合は製品名を記入してください。シリーズ番号は、既登録製品と重複しない連続性を持った2桁の英字と数字の組合せを記入してください(例:A1)。
- ③ ガラス仕様を選択してください。選択すると右側のセルに該当する数字1文字が自動入力されます(下表【ガラス仕様】を参照)。
- ④ ガラス中空層の種類を選択してください。選択すると右側のセルに以下に該当する数字1文字が自動入力されます。  
【 1:乾燥空気 2:アルゴンガス 3:クリプトンガス 4:真空 5:その他 】
- ⑤ 開口部の熱貫流率(Uw値)[W/(㎡・K)]を小数点第2位まで入力してください。※ 計算式や関数での入力を行わないでください。なお、内窓のUw値は、アルミの枠と単板ガラスを想定した外窓と合せて算出してください。
- ⑥ グレードWは、開口部の熱貫流率(Uw値)[W/(㎡・K)]を入力すると以下に該当する数字1文字が自動入力されます。  
外窓・カバー工法窓(住宅用)【 1: 1.30以下 2: 1.31~1.60 3: 1.61~1.90 4: 1.91~2.33 】  
内窓【 5: 2.33以下 】  
カバー工法窓(ビル用)【 6: 2.33以下(防火仕様は2.91以下でも可とする。) 】
- ⑦ 室外側から数えて入力してください。二層目がない場合は空白のままにしてください(ゼロ“0”の入力は不可)。
- ⑧ 製品ごとの試験法又は計算法を選択してください(下表【性能試験規格等】を参照)。
- ⑨ 他の項目を入力すると自動入力されます(全9桁)。  
※ (メーカーコード:3桁)+(建具の仕様:1桁)+(シリーズ番号:2桁)+(ガラス仕様:1桁)+(ガラス中空層の種類:1桁)+(グレードW:1桁)
- ⑩ 問合せ窓口の電話番号、ホームページ等のURLを入力してください。

#### 【建具の仕様・改修工法】

建具の仕様・改修工法		仕様番号
外窓	樹脂製・外窓	1
	木製・外窓	2
	アルミ樹脂複合製・外窓	3
	アルミ木複合製・外窓	4
	樹脂木複合製・外窓	5
内窓	樹脂製・内窓	6
	木製・内窓	7
カバー工法窓(住宅用)	樹脂製・カバー(住宅用)	A
	アルミ樹脂複合製・カバー(住宅用)	B
カバー工法窓(ビル用)	樹脂製・カバー(ビル用)	C
	アルミ樹脂複合製・カバー(ビル用)	D
	樹脂製・カバー(ビル用・防火仕様)	E
	アルミ樹脂複合製・カバー(ビル用・防火仕様)	F
その他の窓		Z

#### 【ガラス仕様】

1	複層
2	Low-E複層
3	Low-E三層
4	ダブルLow-E三層
5	その他

#### 【性能試験規格等】

1	JIS A 4710
2	ISO 12567-1
3	JIS A 2102
4	WindEye
5	その他

### <注意事項>

1. 計算式や関数での入力を行わないでください。
2. 環境依存文字(株やローマ数字)は使用しないでください。
3. ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えて記入してください。  
例:【 I →I(アイ) II →II(アイアイ) V →V(ブイ) X →X(エックス) 】
4. 黄色になるセルは全て入力してください。

## 4. 対象製品申請リスト【ガラス】

D

W

G

対象製品申請リスト【ガラス】 JIS規格製品

■ 申請者及び申請製品について ※ 各項目の先頭に「●」がある項目は

● メーカー名 *1	〇〇〇〇 株式会社
メーカーコード *2	GNS
ガラスの名称 *3	ガス入りLow-E複層
JIS規格の有無	有(JIS規格)
JIS規格	JIS R 3209
JIS規格の名称	複層ガラス
JIS認証機関の名称	一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇
JIS認証番号 *4	AA000000000000

JIS規格製品、JIS規格準拠製品、JIS規格外製品で書式が異なるため、以下に該当するシートに記入してください。

※ この記入例はJIS規格製品の場合です。

JIS規格製品 : 「ガラス(JIS有)」シート  
 JIS規格準拠製品 : 「ガラス(JIS準拠)」シート  
 JIS規格外製品 : 「ガラス(JIS規格外)」シート

- \*1 (株)(有)等の省略をせずに、株式会社、有限会社と入力してください。
- \*2 メーカーコードは、別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されるため、直接入力しないでください。
- \*3 該当するガラスの名称を選択してください。※ ガラスの名称毎にシートを分けて記入してください。  
 【 JIS規格製品 : Low-E複層、ガス入りLow-E複層 】  
 【 JIS規格準拠製品 : その他Low-E複層 】  
 【 JIS規格外製品 : 真空ガラス、真空複層、その他 】
- \*4 当該JISの過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けている認証番号を記入してください。  
 なお、複数の工場で認証取得している場合は、代表工場のJIS認証番号を入力してください。

各項目の先頭に「●」がある項目はSIIホームページで公表されます。

■ 申請製品の詳細

● 製品名	製品番号	● 中空層の種類	● 最小中空層の厚さ (mm)		● アタッチメントの有無	仕様番号	中央部の熱貫流率(Ug値) [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	● グレードG	● SII登録型番(8桁)	● メーカー情報	
			一層目	二層目						問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL
〇〇〇〇ガラス グリーン	C1	乾燥空気	1	8 +	無	N	2.2	2	GXYC11N2	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	http://www.〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇ガラス(ガス入り)	C2	アルゴンガス	2	16 + 16	無	N	0.92	1	GXYC22N1	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	http://www.〇〇〇〇〇〇〇〇

- 製品名を入力してください。  
製品番号は、既登録製品と重複しない連続性を持った2桁の英字と数字の組合せを入力してください(例:A1)。
- 有(JIS規格)・有(JIS規格準拠)は、「乾燥空気」、「アルゴンガス」、「クリプトンガス」、「その他」から選択してください。  
JIS規格外製品は、「真空」、「その他」から選択してください。  
種類番号は以下に該当する数字が自動入力されます。  
【 1:乾燥空気 2:アルゴンガス 3:クリプトンガス 4:真空 5:その他 】
- 室外側から数えて入力してください。二層目がない場合は空白のままにしてください(ゼロ“0”の入力は不可)。
- 対象製品のアタッチメントの有無を選択してください。選択すると右側のセルに以下に該当するアルファベット1文字が自動入力されます。  
【 Y:アタッチメントがある場合 N:アタッチメントが無い場合 】
- ガラス中央部の熱貫流率(Ug値)[W/(m<sup>2</sup>·K)]を入力してください(四捨五入によって、有効数字2桁に丸めた数値)。  
※ 計算式や関数での入力是不行なさい。
- グレードGはガラス中央部の熱貫流率(Ug値)[W/(m<sup>2</sup>·K)]を入力すると以下に該当する数字1文字が自動入力されます。  
【 1: 1.5以下 2: 1.6~2.3 】
- 他の項目を入力すると自動入力されます(全8桁)。  
※ (メーカーコード:3桁)+(製品番号:2桁)+(中空層の種類:1桁)+(アタッチメントの有無:1桁)+(グレードG:1桁)
- 問合せ窓口の電話番号、ホームページ等のURLを入力してください。

### <注意事項>

- 計算式や関数での入力是不行なさい。
- 環境依存文字(罫やローマ数字)は使用しないでください。
- ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えて記入してください。  
例:【 I→(アイ) II→(アイアイ) V→(バイ) X→(エックス) 】
- 黄色になるセルは全て入力してください。

5. 指定施工業者登録リスト

D

W

G

2020 年 4 月 10 日

対象製品新規登録申請書と同じ日付が自動で入力されます。

令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

指定施工業者登録リスト

別シートの「企業情報」に入力した会社名が自動入力されます。

別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されます。

会社名	〇〇〇〇 株式会社	メーカーコード	D XYZ
-----	-----------	---------	-------

	● SII登録型番	● 施工業者名	● 支店名	● 都道府県	● 市区町村・番地・ビル名等	● 電話番号
1	DXYZA11GW3	株式会社 △△△△	本社	△△県	△△市△△町△-△-△ △△△△ビル	△△-△△△△-△△△△
2	DXYZA11GW3	株式会社 △△△△	△△支店	□□府	□□郡□□町□-□-□ □□□□ビル	□□-□□□□-□□□□
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

都道府県は記入しないでください。

支店が複数ある場合は支店ごとに記入してください。  
※営業所等の記入も可。

半角数字、半角ハイフンで記入してください。

(株/有)等の省略をせずに「株式会社」や「有限会社」で記入してください。  
※支店名や営業所名等は記入しないでください。

本事業で独自に付番する製品型番を記入してください。  
(英大文字半角ならびに数字半角)

<注意事項>

1. 本書式の情報は全てSIIホームページに公表されるため、記入間違いのないように注意してください。
2. 計算式や関数での入力を行わないでください。
3. 環境依存文字(株やローマ数字)は使用しないでください。
4. ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えて記入してください。  
例:【 I →I(アイ) II →II(アイアイ) V →V(バイ) X →X(エックス) 】



## 6. OEM等企業情報

D

W

G

2020 年 4 月 10 日

**D 断熱材**      DXYZ

・製品区分により書式が異なるため、登録する製品区分毎に提出してください。  
 ・別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されます。

対象製品新規登録申請書と同じ日付が自動で入力されます。

### 令和2年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

#### OEM等企業情報

別シートの「企業情報」に入力した会社名が自動入力されます。

別シートの「企業情報」に入力したメーカーコードが自動入力されます。

##### ■申請するメーカーの情報

代表情報	会社名	〇〇〇〇 株式会社	メーカーコード	D XYZ
------	-----	-----------	---------	-------

##### ■OEM等先の情報

OEM等	会社名	●●●● 株式会社	所属	●●部	
	担当者	●●●●	E-mail	●●●● @ ●●●●	
	住所	〒 ●●●● - ●●●●	丁目・番地・号		
		都道府県 ●●●● 市市区 ●●●●	●●●●-●●●●		
		●●●●ビル			
	( ●●●● ) ●●●● - ●●●●				

・併せて提出する契約書や覚書等の写しと整合性をとってください。  
 ・OEM等企業情報が変わることによりシートをコピーしてそれぞれ提出してください。

##### ■SII登録型番の情報

No	SII登録型番	No	SII登録型番	No	SII登録型番	No	SII登録型番
1	DXYAA11RB4	21		41		61	
2	DXYZA11RB3	22		42		62	
3				43		63	
4						64	
5						65	
6		26		46		66	
7		27		47		67	
8		28		48		68	
9		29		49		69	
10		30		50		70	
11		31		51		71	
12		32		52		72	
13		33		53		73	
14		34		54		74	
15		35		55		75	
16		36		56		76	
17		37		57		77	
18		38		58		78	
19		39		59		79	
20		40		60		80	

上記OEM等情報に関連するSII登録型番を全て記入してください。  
 ※ SII登録型番は、本事業で独自に付番する型番を記入してください。

## 8 その他

### 1. 出荷証明書・施工証明書発行についてのお願い

出荷証明書・施工証明書は、申請者が実績の報告を行う際に申請された登録製品が実際に出荷・施工されているかを審査するために必ず提出して頂くようお願いしております。

発行に際しまして、メーカー支店・営業所や販売事業者・指定施工業者へ下記周知をお願い致します。

① 原則、下記事業者にて発行をお願い致します。

- 出荷証明書：元請事業者への販売事業者（販売店・代理店等の直前納材店）が発行
- 施工証明書：吹込み・吹付け断熱材を施工した指定施工業者が発行

② 各証明書の書式は、SIIホームページの断熱リノベのページ([https://sii.or.jp/moe\\_material02/](https://sii.or.jp/moe_material02/))からダウンロードしたものをご使用ください。

それ以外の書式は認められませんのでご注意ください。

③ 複数ページになる場合は、必ず全てのページにページ番号をご記載願います。



一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業  
(断熱リノベ)

☎ 03-5565-4860

[受付時間] 平日10時～17時 ※通話料がかかります。

[https://sii.or.jp/moe\\_material02/](https://sii.or.jp/moe_material02/)